



許可番号第 6620012125 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市西区立売堀五丁目5番21号

氏 名 新虎興産株式会社

代表取締役 木村 高士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 横山 英幸



許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和7年7月27日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：破碎・切断

産業廃棄物の種類：

- |             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 4. 繊維くず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず      | 5. ゴムくず |          |
| 3. 木くず      | 6. 金属くず |          |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 7 種類

処分の方法：油水分離

産業廃棄物の種類：

1. 廃油

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 1 種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：①破碎・切断施設 ②油水分離施設  
(2) 設置場所：①②大阪市大正区三軒家東3丁目8番28号  
(3) 設置年月日：①平成22年5月25日 ②令和5年8月17日  
(4) 処理能力：①8.8m<sup>3</sup>/日 ②2.4m<sup>3</sup>/日

### 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年7月28日 当初許可  
令和2年9月16日 許可更新  
令和5年11月28日 変更許可（処分の方法の追加）

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無